

議案第 5 5 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 3 0 年 6 月 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市都市計画税条例の一部を改正する条例

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

付則第18項中「第44項、第45項」を「第43項、第44項」に、「第48項」を「第47項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の三田市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。